

令和7年度第2回蓮田市公有財産処分審議会会議録

日 時：令和8年2月10日（火）

午後1時30分～午後3時25分

場 所：蓮田市役所 202 会議室

〈出席委員〉松永幸一会長、小林潤副会長、関根守男委員、齋藤昌司委員、
関根光子委員、関根麗子委員、長倉安男委員

〈 市 〉 山口京子市長

〈付 議 課〉都市整備部参事兼道路課長、副主幹、主任

〈事 務 局〉総務部長、庶務課長、主幹、主事補

〈会議の公開・非公開の別〉非公開

1 開 会

2 挨 拶 市長挨拶

3 正副会長選出

結果 会 長 松永 幸一 委員

副会長 小林 潤 委員

正副会長挨拶

4 議 題

(1) 諮問第3号 法定外公共物(道路)の払下げについて

(蓮田市大字貝塚字塚本949番地先)

諮問内容等説明 道路課

5 現地調査

6 質疑応答

松永会長

諮問第3号について質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。

長倉委員

処分価格について伺います。単価はどのような根拠に基づき算出しているのですか。

道路課

処分価格は「蓮田市公共物払下げ事務処理要綱第14条」に基づき、固定資産税を算定する際に使用される「近傍類似宅地単価」に面積を乗じて算出しています。なお、この単価は、平成25年度第1回公有財産処分審議会において、周辺地域の標準的な宅地の評価額を基準としており、客観性や公平性が高いと考えられることから、採用することが承認されたものです。

小林副会長

払下げ手続きにおける費用負担はどうなっていますか。また、払下げ後の登記地目は何ですか。

道路課

境界査定費用や登記手続きは原則として市が負担します。一方、土地取得費用や所有権移転登記に必要な登録免許税は土地取得者の負担となります。

登記地目については、表示登記の際に「雑種地」とします。表示登記完了後の地目変更は、土地取得者が行うことになります。

松永会長

他にご意見がございませんので、諮問第3号についての質疑応答は終了とさせていただきます。

担当課は退席してください。

<道路課退室>

それではお諮りします。

諮問第3号につきましては、諮問のとおり異議なしとしてよろしいでしょうか。

—異議なし—

異議がないようですので、諮問第3号につきましては、異議がない旨答申いたします。

答申書ができるまで、暫時休憩とします。

<市長入室>

会議を再開します。

続いて事務局より答申書の朗読をお願いします。

<事務局朗読>

ただいま朗読したとおりの内容でよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員の皆さんの同意をいただきましたので、答申書として決定させていただきます。

<会長から市長へ答申書を渡す>

(1) 答申第3号 法定外公共物（道路）の払下げについて

次の法定外公共物（道路）の払下げについて、諮問どおり異議のない旨、決定した。

所在地 蓮田市大字貝塚字塚本949番地先

地積 31.42㎡

分類 道路

単価 16,500円（円/㎡）

処分価格 518,430円

7 閉 会 小林副会長 午後3時25分終了